



「飼養衛生管理マニュアルの作成」が施行されます！

(対象家畜:牛、めん羊、山羊、鹿、馬、家きんなど)

令和2年10月に改正された飼養衛生管理基準で新たに定められた「飼養衛生管理マニュアルの作成と周知徹底」が今年2月から施行されます。

さらに**定期報告と合わせ提出が必要です！**

飼養衛生管理マニュアルとは？

農場管理作業のうち、洗浄・消毒など**衛生管理の方法について明文化し**、従業員や農場に立ち入る外部事業者(飼料運搬車、ガス会社など)に守ってもらうルールとして示すものです。

作成するマニュアルは**以下の内容を全て記載する必要があります**ので、これらの内容について自農場の衛生管理方法を整理し、明文化した**マニュアルとして作成・備付けるとともに、従事者への内容周知を徹底**しましょう。

また、**車両消毒など外部事業者向けの内容は張紙等で周知**しましょう。

①従事者が農場の外で行う動物の飼育や狩猟における禁止事項

自宅で飼育している動物や野生動物と接触した場合は農場に入る前に洗浄、着替え、消毒をする…など



②海外渡航時及び帰国後の注意事項

原則、口蹄疫等が発生している地域へは渡航しない、やむを得ず渡航した場合は畜産関係施設に立ち入らない、帰国後は一定期間農場に入らない、海外で着用した衣類を農場内に持ち込まない…など

③海外からの肉製品の持込みに関する注意事項

海外の肉製品を農場に持ち込ませない注意喚起…など



海外からの肉製品の持込は禁止です！

口蹄疫など、世界各地で発生している家畜の伝染病が、肉製品を介して日本へ侵入する可能性があります！

お土産や個人消費用であっても、検査証明書のない肉製品などの持込はできません。外国人従業員などへの母国からの郵便物等よる持込にも注意してください。

④農場内への不適切な物品の持込み禁止

⑤可能な限り工具や機材を農場に持ち込まないための取組

(裏面へ続く)

⑥持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

必要ない物を農場に持ち込まない、やむを得ず持ち込む場合の対応、
工具、機材等を持ち込んだ場合は農場内に備付けて
以後原則農場から出し入れしないようにする…など

⑦愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止(馬農場は不要)

犬や猫は衛生管理区域の外で飼育する、衛生管理区域内での
野良猫等へのエサやりを禁止する…など

⑧野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

整理整頓・除草して野生動物の隠れ場所をなくす、
家畜の死体保管時は野生動物に荒らされない様ブルーシートをかける、
こぼれエサは定期的に掃除して取り除く…など

⑨農場における防疫のための更衣(馬農場では不要)

衛生管理区域立入時の更衣の具体的な手順、
更衣前後の交差汚染を防止するための衣類・靴等の分離保管…など



⑩手指、衣服、靴、物品、車両、施設などの洗浄及び消毒に関する具体的な方法(消毒薬の種類、濃度、作用時間や乾燥時間など)

畜舎や車両、手指、使用後の衣類・靴の消毒時の作業手順
消毒薬の種類・希釈倍率、踏込消毒槽の消毒薬交換の頻度…など



これらに加え、別途作成・備付けが義務付けられている「衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図」もマニュアルと一体的に管理することをおすすめします。

牛・馬飼養者のみなさまへ

マニュアルのひな形を送付しましたので、ご一読のうえ記入・作成し、農場で保管及び
定期報告と合わせて提出してください。(詳しくはマニュアル作成表をご覧ください)
質問や他様式でのマニュアル作成は、獣医師や家畜保健衛生所にご相談下さい。

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所

TEL : **0175-22-1254**

FAX : 0175-22-1259

夜間・土日祝祭日の場合 家保携帯 : **090-5841-6810**